



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成27年12月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Greenスクール

3 代表者の氏名

羽生 隆

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡松川村3363番地1088

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害又は、精神障害を有する障害者に対して障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに関する事業を行い社会に寄与することを目的とする。その中で、障害者が自立した地域生活を営む上で必要な支援、訓練、相談等を適切かつ効果的に行う。

県民協働課

公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第7条の規定により 穂高広域施設組合 管理者 安曇野市長 宮澤宗弘 から方法書の送付を受けたので、同条例第8条の規定により次のとおり公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

1 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

穂高広域施設組合 管理者 安曇野市長 宮澤宗弘

長野県安曇野市穂高北穂高1589番地2

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

（仮称）穂高クリーンセンターごみ処理施設整備

(2) 種類

廃棄物処理施設の建設（ごみ焼却施設）

(3) 規模

ごみ焼却施設 処理能力120t /日

3 対象事業実施区域

長野県安曇野市穂高北穂高1302番地11 外

4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

松本市、安曇野市及び池田町

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県松本地方事務所環境課、長野県北安曇地方事務所環境課、松本市環境部環境政策課、四賀地区地域づくりセンター、安曇野市市民環境部環境課、池田町住民課及び穂高広域施設組合	平成27年12月17日（木）から平成28年1月18日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 及び12月29日から1月3日までの日を除く。	午前8時30分 から午後5時 15分まで

6 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

(1) 意見書の提出期限

平成28年2月1日（月）まで

(2) 意見書の提出先

〒399-8302 長野県安曇野市穂高北穂高1589番地2
穂高広域施設組合

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他
の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称（「穂高広域施設
組合（仮称）穂高クリーンセンターごみ処理施設整備に係る
環境影響評価方法書」と記載するものとします。）

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語に
より、意見の理由を含めて記載するものとします。）

環境政策課

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人非持	伊那市長谷非持4258-1	伊那市長谷非持1311ほか92筆
農事組合法人らいふ	伊那市高遠町下山田643	伊那市高遠町小原152ほか59筆
竹内 政宏	伊那市高遠町小原677	伊那市高遠町小原191ほか14筆
小松 平一	伊那市高遠町下山田1350	伊那市高遠町下山田1010-1ほか160筆
町田 晶	伊那市美篶4109-8	伊那市高遠町下山田1102ほか1筆
丸山 良己	伊那市高遠町上山田396	伊那市高遠町下山田127ほか6筆
林 英之	駒ヶ根市赤穂7302	駒ヶ根市赤穂7010ほか4筆
農事組合法人大盛堂生産農場	駒ヶ根市下平2934-260	駒ヶ根市下平5742ほか6筆
加藤 久志	駒ヶ根市赤穂4664	駒ヶ根市下平597-3ほか2筆
加藤 忠志	駒ヶ根市赤穂4385-2	駒ヶ根市赤穂11443ほか3筆
境澤 富衛	駒ヶ根市赤穂12791	駒ヶ根市赤穂11330-7ほか2筆
塙澤 紀雄	駒ヶ根市経塚5-3	駒ヶ根市下平625-6
農事組合法人下在南部生産組合	駒ヶ根市東町3-12	駒ヶ根市下平597-2ほか4筆
村澤 宏典	駒ヶ根市赤穂11686	駒ヶ根市赤穂11649-1ほか5筆
田畠 伊三郎	伊那市小沢7505	上伊那郡南箕輪村字戌亥原1224-3ほか9筆
農事組合法人内田営農	松本市大字内田2195-2	松本市大字内田字向井1713ほか8筆
山村 英男	松本市村井町南1-13-32	松本市大字笹賀2087ほか1筆
有限会社アグリランド松本	松本市南松本1-2-16	松本市寿北四丁目266ほか36筆
村上 浩司	松本市大字笹賀4745	松本市大字笹賀4713ほか1筆
三澤 重洋	下伊那郡豊丘村大字河野6662	下伊那郡豊丘村大字神籠2823ほか4筆
宮下 ちほみ	下伊那郡豊丘村大字河野5443	下伊那郡豊丘村大字神籠2824-2ほか3筆
武田 正雄	下伊那郡豊丘村大字河野5636	下伊那郡豊丘村大字神籠2849ほか9筆
小椋 正紀	下伊那郡豊丘村大字河野5506-3	下伊那郡豊丘村大字神籠2831ほか5筆
武田 陽二	下伊那郡豊丘村大字河野5422	下伊那郡豊丘村大字神籠2830ほか8筆
田島 康嘉	下伊那郡豊丘村大字河野5373	下伊那郡豊丘村大字神籠2829ほか5筆
越野 信義	下伊那郡豊丘村大字神籠1938-1	下伊那郡豊丘村大字神籠2842
福島 昭治	下伊那郡豊丘村大字河野5248	下伊那郡豊丘村大字神籠2828ほか4筆
田島 豊	下伊那郡豊丘村大字河野5372	下伊那郡豊丘村大字神籠2847ほか4筆

吉川 俊男	下伊那郡豊丘村大字河野739	下伊那郡豊丘村大字河野1356-1 ほか6筆
松下 好男	下伊那郡豊丘村大字河野647	下伊那郡豊丘村大字河野1343ほか1筆
唐沢 裕輔	下伊那郡豊丘村大字河野763-1	下伊那郡豊丘村大字河野1331-1 ほか12筆
伊藤 俊彦	下伊那郡豊丘村大字河野1192	下伊那郡豊丘村大字河野4468-390
丸山 恒夫	下伊那郡豊丘村大字神籠507	下伊那郡豊丘村大字神籠1869-1 ほか1筆
株式会社井筒ワイン	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原1298-187	塩尻市大字洗馬字岩垂原7699-1 ほか1筆
高沢 正浩	安曇野市豊科4148	安曇野市豊科1345-3 ほか9筆
小口 茂	安曇野市豊科南穂高4491-2	安曇野市豊科南穂高2062ほか2筆
曾根原 卓	松本市今井2890-3 ディアス美野101	安曇野市穂高有明9334ほか2筆
飯沼 正明	安曇野市穂高有明5376-1	安曇野市穂高有明5407-4 ほか3筆
寺島 宗一	安曇野市穂高牧1028	安曇野市穂高牧882-1 ほか7筆
農事組合法人宮澤ファーム	安曇野市三郷明盛3002	安曇野市三郷明盛3056-1 ほか12筆
農事組合法人野尻湖ふるさと農園	上水内郡信濃町大字野尻898-4	上水内郡信濃町大字野尻字小丸山1263-1 ほか25筆
池田 大光	中野市大字新野109	中野市大字壁田字谷地1434ほか3筆
宮澤 厚子	中野市大字豊津315-1	中野市大字豊津字対面所459ほか10筆
清野 友之	中野市大字豊津2382	中野市大字豊津字袖山1836ほか1筆
風間 和明	中野市大字豊津2277	中野市大字豊津字飛山2129-1 ほか1筆
合同会社小滝プラス	下水内郡栄村大字堺6114-1	下水内郡栄村大字堺字小滝6081-1 ほか76筆

2 申請年月日

平成27年12月 7日

3 縦覧場所

長野県農政部農村振興課

4 縦覧期間

平成27年12月17日から平成27年12月30日まで

農村振興課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

1 日時及び場所

日 時 平成28年2月3日（水）
 午前9時30分から午後5時15分まで
 場 所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地
 長野県林業総合センター

2 講習科目及び時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 受講手続

- (1) 提出書類
 生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）
- (2) 提出先
 住所地を管轄する地方事務所（市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東

御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所の林務課

(3) 受付期限

平成28年1月22日(金)

(4) 手数料

受講手数料(14,000円)は、長野県収入証紙により(受講申込書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 講習修了証明書

講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。

5 その他

受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課に行うこと。

森林づくり推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、塩尻都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成28年1月17日(日) 午後1時30分から

(2) 開催場所 塩尻総合文化センター 講堂(塩尻市大門七番町4-3)

2 都市計画案の概要

塩尻都市計画区域区分の変更

3 案の閲覧について

公告の日から平成28年1月15日(金)まで、4の(4)の場所において閲覧に供します。(土日、祝日及び12月29日から1月3日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

4 公述の申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成28年1月8日(金)まで

(3) 公述申出書の提出期限

持参の場合は、申出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。

(4) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所、塩尻市役所

(5) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

5 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

6 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公述申出書

(整理番号)

塩尻都市計画区域区分の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

上田市塩田平土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成27年12月17日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

理 事

新 任

氏 名	住 所
小 林 堅 次	上田市富士山1687番地

農地整備課